

平成19年（行ウ）第9号公文書不開示処分取消等請求事件

原 告 宮 部 龍 彦

原 告 宮 部 慎太郎

被 告 鳥 取 県

準備書面（1）

平成19年11月28日

鳥取地方裁判所

民事部 御中

原 告 宮 部 龍 彦

原 告 宮 部 慎太郎

第1 平成19年11月22日付け事務連絡に対する回答

1. 訴状の「第2 請求の原因」の2(2)にある平成18年4月27日付け公文書部分開示は原告宮部龍彦の申出に対してなされたものである。
2. 同事務連絡の指示に従い、訴状の「第1 請求の趣旨」記載の「原告」を「原告宮部慎太郎」と訂正する。

第2 訴状の訂正

訴状の「第2 請求の原因」の2(5)の「この時点で」を「平成18年12月12日に」、「知っていた」を「知った」と訂正する。